

# 建築物省エネ法に係る認定の申請手数料について

令和元年度11月16日に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）が改正され、新たに複数建築物の認定に係る手数料が追加されました。

建築物省エネ法に係る認定は以下の2つがあり、それぞれの申請手数料は、神奈川県手数料条例第2条 別表の8 県土整備局関係に定められています。

- ・ 建築物エネルギー消費性能向上計画認定（以下「向上計画認定」という。）
- ・ 建築物エネルギー消費性能基準適合認定（以下「基準適合認定」という。）

## ◆ 申請単位について

申請単位	建築物全体				複合建築物の住宅又は非住宅※1		複数建築物※2
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
	戸建 住宅	共同住宅 住戸 住戸 共同住宅の共用部分	複合建築物 住戸 住戸 共同住宅の共用部分 非住宅	非住宅	複合建築物の住宅全体 住宅 共同住宅等 非住宅	複合建築物の 住宅 共同住宅等 非住宅	2以上の複数建築物（エネルギー供給関係にある） 申請建築物 戸建 共同住宅 複合建築物 非住宅 共同住宅等 他の建築物 戸建 共同住宅 複合建築物 非住宅 共同住宅等 エネルギー供給

■ …申請部分

※1…「複合建築物の住宅全体又は非住宅全体」は向上計画認定のみ申請可

※2…「複数建築物」は向上計画認定のみ申請可

※3…「建築物全体」と「複合建築物の住宅全体又は非住宅全体」は同時に申請不可

## ◆ 申請手数料について

### ◇ 建築物省エネ法に係る認定の申請手数料

申請手数料は、向上計画認定と基準適合認定で同額となっており、次のとおり申請区分に応じて算出した金額となります。（ただし、申請部分の評価方法により金額が異なります。（表1及び表2参照））

- ・ 申請単位 ①、⑤ … A
- ・ 申請単位 ②、⑥ … A（住戸部分+共用部分）
- ・ 申請単位 ③ … A+B（住戸部分+共用部分）+非住宅部分
- ・ 申請単位 ④、⑥ … B
- ・ 申請単位 ⑦ … 建築物ごとに①～⑥を算出し、合算した金額（令和元年度の改正により追加）

表1 建築物省エネ法に係る認定の申請手数料（性能基準、標準入力法・主要室入力法、BEST）

単位	認定申請に係る建築物の申請部分の床面積※1（申請区分）		A部分の評価方法：性能基準	
			B部分の評価方法：標準入力法・主要室入力法、BEST	
			適合証等添付有認定申請書※2	適合証等添付無認定申請書※3
A（住宅部分）	戸建	～ 200m <sup>2</sup> 未満	4,700円	34,000円
		200m <sup>2</sup> ～	4,700円	38,000円
	共同住宅等	～ 300m <sup>2</sup> 未満	9,400円	69,000円
		300m <sup>2</sup> ～ 2,000m <sup>2</sup> 未満	20,000円	120,000円
		2,000m <sup>2</sup> ～ 5,000m <sup>2</sup> 未満	45,000円	200,000円
B（非住宅部分）	5,000m <sup>2</sup> ～	81,000円	280,000円	
	～ 300m <sup>2</sup> 未満	9,400円	230,000円	
	300m <sup>2</sup> ～ 1,000m <sup>2</sup> 未満	16,000円	290,000円	
	1,000m <sup>2</sup> ～ 2,000m <sup>2</sup> 未満	27,000円	370,000円	
	2,000m <sup>2</sup> ～ 5,000m <sup>2</sup> 未満	80,000円	530,000円	
	5,000m <sup>2</sup> ～ 10,000m <sup>2</sup> 未満	130,000円	650,000円	
	10,000m <sup>2</sup> ～ 25,000m <sup>2</sup> 未満	160,000円	770,000円	
	25,000m <sup>2</sup> ～	200,000円	870,000円	

※1…認定手数料は、表に示す申請区分に応じた金額となる。なお、A（住宅部分）において、共用部分を計算しない評価方法により省エネ性能を算出した場合は、住宅の共用部分を除いた面積とする。

※2…向上計画認定の場合、登録住宅性能評価機関等が交付する適合証又は設計住宅性能評価書の写しを添付したもの  
基準適合認定の場合、登録住宅性能評価機関等が交付する適合証、向上計画認定の通知書及び検査済証の写し、  
低炭素建築物認定の通知書及び検査済証の写し又は建設住宅性能評価書の写しを添付したもの

※3…※2以外のもの

表2 建築物省エネ法に係る認定の申請手数料（仕様基準・モデル住宅法・フロア入力法、モデル建物法）

単位	認定申請に係る建築物の申請部分の床面積※1（申請区分）		A部分の評価方法：仕様基準・モデル住宅法・フロア入力法※4	
			B部分の評価方法：モデル建物法	
			適合証等添付有認定申請書※2	適合証等添付無認定申請書※3
A（住宅部分）	戸建	～ 200m <sup>2</sup> 未満	4,700円	17,000円
		200m <sup>2</sup> ～	4,700円	19,000円
	共同住宅等	～ 300m <sup>2</sup> 未満	9,400円	33,000円
		300m <sup>2</sup> ～ 2,000m <sup>2</sup> 未満	20,000円	57,000円
		2,000m <sup>2</sup> ～ 5,000m <sup>2</sup> 未満	45,000円	100,000円
	5,000m <sup>2</sup> ～	81,000円	160,000円	
B（非住宅部分）		～ 300m <sup>2</sup> 未満	9,400円	87,000円
		300m <sup>2</sup> ～ 1,000m <sup>2</sup> 未満	16,000円	110,000円
		1,000m <sup>2</sup> ～ 2,000m <sup>2</sup> 未満	27,000円	150,000円
		2,000m <sup>2</sup> ～ 5,000m <sup>2</sup> 未満	80,000円	240,000円
		5,000m <sup>2</sup> ～ 10,000m <sup>2</sup> 未満	130,000円	310,000円
		10,000m <sup>2</sup> ～ 25,000m <sup>2</sup> 未満	160,000円	370,000円
	25,000m <sup>2</sup> ～	200,000円	440,000円	

※1…認定手数料は、表に示す申請区分に応じた金額となる。なお、A（住宅部分）において、共用部分を計算しない評価方法により省エネ性能を算出した場合は、住宅の共用部分を除いた面積とする。

※2…向上計画認定の場合、登録住宅性能評価機関等が交付する適合証又は設計住宅性能評価書の写しを添付したもの  
基準適合認定の場合、登録住宅性能評価機関等が交付する適合証、向上計画認定の通知書及び検査済証の写し、  
低炭素建築物認定の通知書及び検査済証の写し又は建設住宅性能評価書の写しを添付したもの

※3…※2以外のもの

※4…仕様基準・モデル住宅法・フロア入力法は向上計画認定申請では使用不可

#### ◇ 向上計画認定の変更認定手数料

向上計画認定の変更認定手数料は、表1及び表2に示す各申請区分の金額に1/2を乗じた額となります。  
（基準適合認定には変更の手続きはございません。）

#### ◇ 建築基準関係規定適合審査を申し出た場合の認定手数料及び変更認定手数料

建築基準関係規定適合審査を申し出て、（変更）認定申請をする場合の手数は、表1及び表2に基づき算定した認定手数料に確認申請手数料を加算した金額となり、構造計算適合性判定を要する場合は相当手数料も加算します。なお、構造計算適合性判定を要する場合の相当手数料の額は表3に示す額で算定いたします。

【建築基準関係規定適合審査を申し出た（変更）認定手数料】＝〔（変更）認定手数料〕＋〔確認申請の手数料※〕  
（※構造計算適合性判定を要する場合は相当手数料を含む）

表3 構造計算適合判定を要する場合の相当手数料

構造計算適合性判定を要する建築物 又は建築物の部分の床面積	構造計算が認定プログラム を使用している場合	構造計算が国土交通大臣 が定めた方法による場合
1,000㎡以下	118,560円	171,480円
1,000㎡超え2,000㎡以下	147,720円	228,720円
2,000㎡超え10,000㎡以下	161,760円	262,200円
10,000㎡超え50,000㎡以下	204,960円	346,440円
50,000㎡超え	347,520円	636,960円

#### ◆ 建築物省エネ法に係る認定に関するお問合せ先

建築物省エネ法に係る認定に関するご相談・お問合せは、下記の連絡先までお問合わせください。

#### ■ 建築物省エネ法に係る認定に関するお問合せ先 ■

神奈川県 県土整備局建築住宅部建築指導課建築指導グループ  
〒231-8588 横浜市中区日本大通1 県庁新庁舎11階  
電話番号：045-210-6244 FAX：045-210-8884